

広島市監査委員	中村一彦
同	井戸陽子
同	棕木太一
同	森野貴雅

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

道路交通局	自転車都市づくり推進課
	公共交通政策部
	交通施設整備部
	東部地区連続立体交差整備事務所
区役所	(西)
	市民部
	(中、東、南、西)
	建設部
	(中、南)
	建設部
	(安佐南、安佐北、安芸、佐伯)
	農林建設部
	(安佐南、安佐北)
	農林建設部
株式会社広島バスセンター	
広島高速交通株式会社	
一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま	

(2) 監査の範囲

令和7年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。
ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。
また、財政援助団体等にあつては、出納その他の事務とした。

2 監査の期間

令和8年4月15日から同年8月4日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体等にあつては、当該財政

的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。